



図書館だより



合同図書館の分類について—Part1

世相は複雑になっていくばかりで、それを反映して、図書の内容もいくつかの分野にまたがるものが多い。

専門図書館の場合、その図書館独自の分類基準が存在することが多い。もとなる分類基準は主に日本十進分類法（略称N.D.C.）だが、当館は、N.D.C.新訂6版を底本とし、裁判所図書館の特殊性を考慮した「最高裁判所図書館図書分類表」を採用している。この分類は、特に「320 法律」部門で独自の展開を行っており、当館はそれに若干実務家向けに工夫をしながら蔵書を分類し、配架している。

図書の内容がどんなに多岐にわたっていても、図書館員は、図書が1冊しかなければ、その図書をどこか1箇所に配架しなければならない。その図書館の特徴（蔵書構築や利用者の使いやすさ等）を念頭において、図書館内で一番適切な場所はどこか考え、その図書の

請求番号を決定するのだが、悩んだ末に、囑託や他のスタッフに相談して、やっと決断することもある。図書を前に悩み続ければ、次の配架作業にも影響がでてしまうので、時間との勝負であり、つついウ〜んとうになってしまうこともある。

さらにその図書が、配架された書架の分類以外の切り口で探されることを想定して、別のキーワードでも検索できるよう工夫することも重要な仕事である。

このような地道な作業を続けることが、利用者が体系的に図書を閲覧したり、効率よく関係図書を探しだすことができるような、図書館全体の蔵書構築を創ることにつながっていく。

そこで今回は、分野がまたがる主な事例を一部掲載することとした。当図書館で図書を探すときの目安にしていただければ幸いです。

事例1. 「近隣トラブル」

近隣全体について書かれたものであれば、「324」（私法一般）に分類される（例：「私道・日照・境界等の知識とQ&A」とか「隣近所の法律知識」など）。

しかし、紛争内容が特化していると、その分野に分類される。

例えば、土地の利用に関しての近隣トラブルであれば「324. 24」（用益物権）、「境界」に特化していると「324. 82」（不動産登記関係）、マンションライフに関するトラブルという視点だと「324. 891」（建物の区分所有）となる。さらに、近隣騒音、日照や眺望等に特化し、公害の観点から執筆された内容だと、「328. 741」（環境公害法）に分類されるものもある。さらに建築基準法が主題であれば近隣紛争にふれていても、「323. 575」（建築法・住宅法）、同様に、建築の請負契

約が主題であれば、「324. 527」（請負その他の契約）に分類される。

事例2. 「債権管理」

債権管理や債権回収について一般的に書かれたものは、「324. 4」（債権法）に分類されるのだが、例えば、「担保・抵当・保証の法律と書式・文例集」等の図書は、実務を意識して、債権回収や競売等の実務書がある「327. 3」（強制執行法）に配架している。なお、サービサー法（債権管理回収業に関する特別措置法）は、商業法の一つとして扱うこととしたため、「328. 16」（商業法）にまとめられている。

（東弁・二弁合同図書館事務局 室坂 和美）